

ウイルス性肝炎に関するリーフレットの早見表



※下記はいずれもR8.7月時点の情報であり、今後の状況によっては変わる可能性があることにご留意ください。

※画像をクリックすると各種リーフレットがご覧になれます
(県HPのリンクにアクセスします)

前提として

	B型肝炎	C型肝炎
治療法 (主なもの)	飲み薬でウイルスの増殖を抑えられるが 排除はできない → 原則 一生飲み続ける	飲み薬でウイルスの 排除が可能 → 原則 8~12週で飲みきり
治療対象	ウイルス量が多い方など約1割程度 ※治療しない方(無症候性キャリア等)も 発がんリスクがあるため定期検査は原則必要	原則すべての方 ※治療後(ウイルス排除後)も 発がんリスクが残るため定期検査は原則必要
ワクチン	あり (H28.10月から0歳児を対象に定期接種化)	なし

助成制度一覧

	助成対象者	自己負担額	申請時期
肝炎ウイルス検査	原則、過去に肝炎ウイルス 検査を受けたことがない方	無料 (保健所・ 委託医療機関)	随時 (直接受検先へ 申込み)
初回精密検査	肝炎ウイルス検査(※)陽性者 ※行政実施・職域・妊婦健診・ 手術前のものに限り	対象検査項目は 無料 →窓口で一度支払い 県へ払戻し請求	原則 陽性結果通知後 1年以内
治療 (治療に関連 する検査も 助成対象)	肝炎治療(抗ウイルス治療)を 受ける方	月額1万円 or 2万円	原則 治療開始月 の月末まで →県が受給者証発行
定期検査	肝がん・重度肝硬変の入院治療 又は肝がんの通院治療(※)を 受ける方 ※分子標的薬を用いた化学療法、 肝動注化学療法、粒子線治療に限る (肝炎ウイルスに起因するもので 世帯年収が約370万円以下の方)	月額1万円 →通院は、 窓口で一度支払い 県へ払戻し請求	原則 助成開始月 の月末まで →県が参加者証発行
	肝炎ウイルスの感染による 慢性肝炎、肝硬変、肝がんの 診断を受けた方 ※無症候性キャリアは対象外 (世帯の市町村民税(所得割) 課税年額が235,000円未満の方)	対象検査項目 につき 0~3千円 →窓口で一度支払い 県へ払戻し請求	検査を受けてから 1年以内 (毎年度2回まで 助成可能)

主にB型肝炎の
経過観察中の方

主にC型肝炎の治療後の方

※下記の方は、別途、国の給付金等が支給される場合があります(詳細は厚労省HP参照。無症候性キャリアは定期検査費用等も支給される場合あり)
B型肝炎…7歳になるまでに、集団予防接種等(昭和23年7月1日~昭和63年1月27日までの間に限る)の際の注射器の連続使用により、
B型肝炎ウイルスに感染した方と、その方から母子感染した方(これらの方々の相続人を含む)
C型肝炎…出産や手術での大量出血などの際の特定フィブリノゲン製剤等の投与により、
C型肝炎ウイルスに感染された方(既に治癒した方も含む)と、その方から母子感染した方(これらの方々の相続人を含む)

※C型肝炎給付金のリーフレットは
厚労省HPに掲載されています

(その他) 普及啓発リーフレット



R8.7月改訂

お問合せ先：石川県健康福祉部健康推進課 TEL：076-225-1438 HP：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/kanen/kanentaisaku.html>

石川県 肝炎対策 検索

